

北海道 自家用新聞

発行所

北海道自家用自動車協会連合会

編集兼発行人 林 雄三郎
札幌市東区北三〇東一(郵便番号055-1003)
電話(011)721-1457
支局 札幌・函館・室蘭・旭川・帯広・釧路・北見
定価 一部三〇円(会費は含まれていません)

エコカー補助金終了 九月七日申請受付分まで



エコカー補助金制度が九月七日に終了した。昨年四月の導入からおよそ一年半、エコカー補助金申請受け付け台数は約四五万台に上り、新車販売市場の活性化に大きく貢献してきた。補助金制度とともに導入されたエコカー減税は引き続き継続されるが、国内新車販売は息切れ状態で、補助金のカンフル剤で維持してきたところがあり、今後、市場の反動減への懸念は強い。政府は新成長戦略に基づき経済対策の中でエコカー普及にもつなげる低炭素関連産業立地支援を盛り込む等、新たな支援策も打ち出したが、円高など自動車産業の足元の経営環境が厳しさを増す中で経済対策の早期実現が望まれる。

長戦略に基づく経済対策の中でエコカー普及にもつなげる低炭素関連産業立地支援を盛り込む等、新たな支援策も打ち出したが、円高など自動車産業の足元の経営環境が厳しさを増す中で経済対策の早期実現が望まれる。

正、約九万三〇〇〇台の処理済み残り分一三〇億円分を差し引き、残額を二一八億円余りとした。エコカー補助金の申請受け付け額は、九月七日時点で一日当たりの申請受け付け額が約九二億円となり、予算残額が約一〇億円となっていた。八日の段階で、(社)日本自動車販売協会連合会で確認された申請受け付け額だけでも五〇億円に達するなど、予算額を超過していることが明らかになった。

エコカー補助金制度の早期終了の背景には、八月下旬の駆け込み需要の急増がある。駆け込み需要の激しきは反動減の大きさも予感させる。エコカー支援策ではエコカー減税が引き続き実施されるが、自動車メーカーでは補助金終了をにらんだ独自の販売促進措置を打ち出しているところもあり、危機感も深まっている。政府は新成長戦略に基づく経済対策で低炭素立地促進策を盛り込むなど、次世代自動車に不可欠なリチウムイオン電池やエコカーなどの将来に繋がる支援策も打ち出している。

世帯当たりのマイカー普及台数 四年連続で減少

四年連続で減少

(財)自動車検査登録情報協会は、二〇一〇年三月末現在の自家用乗用車の世帯当たり普及台数を発表した。一世帯当たりの保有台数は一・〇八〇台と四年連続で減少した。核家族化の進行で世帯数が増加傾向にあるのに加え、景気低迷で若年層のクルマ離れに拍車がかかり、更には中年層でも、駐車場代などマイカー所有の経済的負担の大きい都市部を中心に保有を手放す世帯が増えたことが要因とみられる。国内自動車市場はマイカー志向が薄れ、頭打ち傾向

が強まっている。世帯当たり普及台数は同協会が発行する「自動車保有車両数月報」と総務省が発表した「住民基本台帳に基づく人口、人口動態および世帯数」を基にまとめている。一〇年三月末現在の自家用乗用車保有台数は五七三万七四〇四台、世帯数は五三三万二八〇一世帯。保有台数は、新車販売の不振から前年同期から二万台増にとどまったり、世帯数は約四八万台増と例年並みに増加した。この結果、普及台

数は前年同期の一・〇八六台を下回った。普及率は二〇〇〇年の一・〇七五台の水準まで後退したことになる。同協会では、「自家用車の保有台数自体は伸びているが核家族化が進んで世帯数が大きく増えているため、一世帯当たりの普及台数は落ち込んでいる」と分析している。普及台数は一九七六年(昭和五一年)に〇・五台と二世帯に一台となり、九六年(平成八年)には一・〇〇〇台と一世帯に一台になった。ピ

ークは二〇〇六年(平成一八年)の一・一一二台で、以降は減少に転じている。都道府県別では、福井県の一・七四九台がトップで、次いで富山県の一・七一六台、群馬県の一・六七七台の順。少ない順では、最下位が東京都の〇・四九台、次いで大阪府が〇・六八三台、神奈川県が〇・七六二台。特に公共交通機関が整備された都市部の普及台数が低くなっている。なお、北海道は自家用乗用車の保有台数が二六七万四九二一台(前年比二九二八台増)、世帯数は二六五万四三三〇世帯(同一万七七一六五世帯増)と全国と同様に世帯数、保有台数が共に増加しているが、世帯数の伸びが高かった。道内の普及台数は、一・〇〇八台で前回と同じ全国四二位であった。

世帯当たり普及台数の推移

年 月	自家用乗用車保有台数	世 帯 数	世帯当たり普及台数
平成 18 年 3 月末	56,824,489	51,102,005	1.112
平成 19 年 3 月末	57,236,620	51,713,048	1.107
平成 20 年 3 月末	57,277,719	52,324,877	1.095
平成 21 年 3 月末	57,411,148	52,877,802	1.086
平成 22 年 3 月末	57,637,404	53,362,801	1.080

平成22年
冬の全国交通安全運動

実施期間
11月12日(金)～11月21日(日)

全道統一行動日
11月12日 セフティコール

年間スローガン
ストップ・ザ・交通事故死

重点目標

- 高齢者の交通事故防止
- 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- 凍結路面等のスリップ事故防止
- 交差点の交通事故防止
- 飲酒運転の根絶

毎月15日は
『道民交通安全の日』

Welcab トヨタのウェルキャブレンタカー!!
お年寄りや、お身体の不自由な方の乗り降りにやさしい

Porte
ポルテ 助手席リフトアップシート& 手動車いす用収納装置 (電動式)

NOAH
ノア 車いす仕様車 "タイプII-サードシート付" ※車いすは装備に含まれておりません。

HIACE
ハイエース 車いす仕様車 (リフトタイプ) ※車いすは装備に含まれておりません。

Ractis
ラクティス 助手席リフトアップシート車

全国のお問い合わせはこちら

トヨタレンタカー予約センター
0800-7000-111 無料

ウェルキャブ専用
0800-7000-294 無料

ホームページトヨタレンタカータイプ
www.toyota.co.jp/rent/

9・10月強化月間

マイカー点検キャンペーン

「点検・整備はクルマの健康診断」



今年も九月と十月の二ヶ月間を強化月間とし、自動車ユーザーに適切な点検・整備の必要性を理解して頂くために「自動車点検整備推進運動」(通称・マイカー点検キャンペーン)を全国一斉に展開しています。

今回で二十五回目を迎える本キャンペーンは、国土交通省と警察庁の指導のもと「自動車点検整備推進協議会」とその他自動車関係十四団体が中心となり、それぞれの立場から自動車の構造及び点検・整備についての知識と理解を広めることを目的として、昭和六十一年より毎年実施されています。

自動車は使用期間や走行距離に応じて劣化するものであり、本来の安全・環境性能を維持するためには、自動



日常的に行いたい点検項目

① ブレーキ装置	・ブレーキペダルの踏みしろ、ブレーキの効き具合 ・ブレーキフルードの量 ・パーキングブレーキの引きしろ
② バッテリー	・バッテリー液の量
③ エンジン	・ラジエーター液の量 ・エンジンオイルの量 ・エンジンのかかり具合 ・低速及び加速の状態
④ タイヤ	・タイヤの空気圧 ・タイヤの亀裂及び損傷、異常摩耗 ・タイヤの溝の深さ
⑤ ライト・ランプ類	・ライト類の点灯・点滅の状態、汚れや損傷
⑥ ワイパー&ウォッシャー	・ウォッシャー液の量、噴射状態 ・ワイパーの動作
⑦ その他全体	・異常が認められる箇所

日常点検の実施時期は特に定められていませんが、遠出の前や高速道路を走行する前には必ず実施し、一ヶ月ごとを目安に行えば、安心して運転が出来ます。

国土交通省

自動車登録手続きを簡素化

国土交通省は自動車の登録手続きを大幅に見直す事を決め、二〇一一年一月から使用者が個人の新規・変更・移転登録(名義変更)の際に必要な住所確認書類として免許証のコピーも使用できるようにする。

また、保有関係手続きのワンストップサービス(OSS)を拡充、現在の新規登録限定の適用から、住所などの変更登録などにも適用する。市役所や運輸支局、検査登録事務所に出向く手間を省き、利用者の負担を軽減するのが狙い。早ければ二〇一三年より実施する。

行政刷新会議が実施した行政改革の提案募集で、登録手続きの簡略化がグランプリに選定されたのを機に制度見直しを加速する。

現段階で手続きを見直す方針が固まっているのは、ナンバープレートを変更しない場合の移転登録(名義変更)や変更登録(住所・氏名・使用本拠地)時の運輸支局などへの出張義務の緩和で、OSSを拡充し、移転・変更手続きにも対応できるようにする。改善効果としては、移転・変更登録全体の約四割にあたる年間約三〇〇万件の出張義務を緩和でき

る見込み。

また、新規・移転・変更登録に必要な住所確認書類として、住民票の写しに加え免許証のコピーも利用できるようにする。年間二〇〇万件程度の手続きで、必要書類の簡素化が見込めるとしている。早期にパブリックコメント募集を実施し、来年一月から実施したい考えである。

このほか、登録手続き全般の簡素化についても検討する見込み。現在の制度で定める複雑な書類、手続きは、一定の資産価値がある高級車に限定すべきという行政刷新会議の求めに応える。二重譲渡や盗難車の不正登録などの懸念は残るものの、警察や自動車販売業界などの意見も踏まえ、前向きに検討、年内にも見直しの可否を始めとする結果をとりまとめる方針である。

季節に合わせた運転 秋は、日没が早い



秋は、行楽やスポーツなどで外出する機会が増え、人や車の動きが活発になります。

また、秋の日はつるべ落としと言われるように、日没時刻が日増しに早くなることから、運転者にとって早急な対応が必要になります。速度を落とす、自転車や歩行者を早期に見出し、不意の横断などに備えましょう。

夕暮れ時から夜間にかけては交通量が増えるため、高齢者を始めとした交通弱者が交通事故にあう危険性が高まります。一人ひとりが交通安全意識を高め、地域、職域で交通安全の向上を図りましょう。

事故防止のポイント！
①秋は日没時間が早まることから、夕方から夜にかけての自転車、歩行者の見落とし、発見遅れによる交通事故が心配されます。速度を落とす、自転車や歩行者を早期に見出し、不意の横断などに備えましょう。
②自動車内に安全な座席はありません。全員のシートベルト着用を確認してからスタートしましょう。
③飲酒運転は凶悪犯罪です。「これくらいなら大丈夫だろう」「事故

免許欠格期間六、十年の処分、一年間で四七二人

「欠格期間」が六年から十年と長期にわたる処分者が、一年間で四七二人いることが、警察庁の発表で分かった。欠格期間とは、免許取消し処分後に再取得する資格のない期間のこと。

長期の欠格期間を受ける場合とは、どんな運転なのか。その内訳には、「運転殺傷等」十二人、「危険運転致死傷」五八八人、「酒酔い運転」十八人、「麻薬等運転」一人、「救護義務違反」三三三人が連なる。どれも自動車を凶器にしているようなものである。その中でも救護義務違反が突出して多いが、これは他の違反が重なっている場合も救護義務違反として計上していることが影響している。いわゆるひき逃げのことで、道路交通法の厳格な処分が実施されるようになり、事故現場から逃げる運転者は

増えてきている。六年から十年の欠格期間は、改正道路交通法で新設された。数字は、施行の〇九年六月から今年五月の一年間を集計したものの。一方、欠格期間一年から五年の取消し処分者も、改正道交法の施行で増えている。改正道交法施行前とその後的一年間を比較すると、三万七二一人から四万二七九人と、一万四五八人増加した。

その中で多いのは、欠格期間二年の取消し処分者。七五三九人から一万九四六六人(前年比一万四〇七人と激増した)。

警察庁運転免許課では、「酒気帯び運転(呼气一リットル中〇・二五mg以上)の違反点数が一点から二五点に引き上げられ、免許停止から取消しへと行政処分が重くなったことが影響している」とみている。

「歩行者・自転車利用者のみなさんへ」
①夜光反射材を活用するとともに、自転車も早めにライトを点灯し、自分の所在をアピールしましょう。
②道路を横断するときは、左右の安全を確認し、近づいてくる車があるときは、通り過ぎるまで待ちましょう。
また、近くに横断歩道がある場合は、少し遠回りでも横断歩道を渡りましょう。

愛車に好きなナンバーつけてみませんか?



旭川590 さ41-78

4桁以下のアラビア数字選べるのはここです!

抽選対象希望番号

1	7	8	88
333	555	777	888
1111	3333	5555	7777
8888			

※車種別及びレンタカーを除く

希望できるナンバーの区分

- ①4桁以下のアラビア数字の部分のみが自由に選べるようになります。
- ②特に人気が高いと考えられる下記の13通りのナンバーについてはコンピューターによる抽選とします。(月～金曜日受付分を原則として翌週月曜日抽選)
- ③一般希望ナンバーについては、ナンバーがなくなる限り申込みに応じて払出します。

インターネットからも予約できます。
アドレス <http://www.kibou-number.jp/>

詳しくは「旭川自家用」と入力して検索して下さい。

旭川自家用

予約問い合わせは
《希望ナンバー予約センター》まで
(社)旭川地方自家用自動車協会
TEL(0166)51-1221

旭川



第325号

旭川地方自家用
自動車協会は
交通安全運動を
推進します

高齢運転者標識の新デザインは 「四つ葉のクローバー」

警察庁は八月十九日、現行の高齢運転者標識「もみじマーク」に代わる新しい標識のデザインを発表した。新デザインは、幸福の象徴である四つ葉のクローバーをモチーフにし、その中にシニアの「S」の文字を配置したもの。年内をめどに、標識の様式を規定している道路交通法施行規則を改正して導入を目指す。また、現行のもみじマークについても当分の間使用できる経過措置を設ける。

高齢運転者標識のデザインをめぐる同庁では、「高齢運転者標識の様式に関する検討委員会」を設置。新たな高齢運転者標識のデザイン案の公募を実施し、募集したデザイン案の中から、▽ベテランドライバーを象徴し、高齢者が誇りを持つて自らの意思で自動車に表示したくなるもの。▽高齢者を含むすべてのドライバーにとって親しみを感じるもの。▽夜間や離れた場所からでも見やすいもの。▽既存の様々なマークと混同を生じないもの。以上の四項目を基本的な考え方として、今年六、七月、現行のもみじマークを含む五種類を示し、広く国民から意見を募集した。その結果、▽電子メール、フアックス、郵送による意見募集▽免許更新に訪れた一般運転者、高齢運転者に対するアンケート調査のいずれも、「四つ葉マーク」の支持が現行の「もみじマーク」を上回った。こうした結果などを踏まえて検討委員会が審

ナンバープレートカバー規制 対応方針決まる

国土交通省と自動車検査独立行政法人(自動車検査法人)は、今秋以降に適用予定のナンバープレートカバーの全面規制に関して、継続検査において対応する方針を決めた。

ナンバープレートカバーは、汚れ防止用として自動車用品店などで販売されており、ファッション感覚でカバーを装着するユーザーが増加した。しかし、カバー装着により犯罪行為を目撃してもナンバーの確認が困難になるなど、ナンバープレートの視認性低下について、さまざまな

周囲の声を受け、昨年度にカバー装着の全面禁止が決まった。自動車検査法人では、持ち込み検査の際に、カバーの装着が確認された場合には、国の検査登録事務所などにその情報を伝えた上で通常の審査を行い、基準への適合を判定する。ナンバープレートカバーは、道路運送車両法施行規則で規定することから、保安基準への適合を判定する車検の審査対象にはならない。また、カバー装着を理由に車検証を交付しないという対応は難しい。



新たに決まった高齢運転者標識のデザイン(左)と現行のマーク(警察庁提供)

議を行い、「高齢ドライバーの意見を最も尊重すべき」として四つ葉マークへの変更が適当と結論付けた。この高齢運転者標識の表示対象は七十歳以上の高齢者で、加齢に伴う身体機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼす恐れがある人。七十歳から七十四歳までは、表示は努力義務で罰則はないが、七十五歳以上は二〇〇八年六月から表示が義務付けられ、表示しない場合罰則等が設けられている。

登録事務所などでは、カバー装着車の車検証交付の際、装着したままでは、走行した時点もしくはそれが可能となった状態で車両法違反となることを説明した上で、即時取り外すよう求めるとしている。全く従う意思がないなど、悪質なケースでは警察へ通報するなどの措置も検討する。しかし、検査場で車両の審査を終えたばかりの使用(受検者)が、そのまま走行すると法令違反になる事柄に納得しないケースも予想され、規制適用までの周知活動が特に重要となりそうである。

認知機能検査導入から一年 七十七人が免許取り消し

警察庁のまとめによると昨年六月から、七十五歳以上のドライバーの運転免許更新時に義務付けられた講習予備検査(認知機能検査)や高齢者講習でこれまで一年間に、七十七人が免許取り消し処分となった事が分かった。

検査や講習は、判断力や運動能力に問題が生じた高齢者の事故を減らす目的で昨年六月一日より改正道交法が施行。これまでの一年間に講習予備検査受験者七万六千七百七十三人のうち、第一分類「記憶力や判断力が低下」が一万四千八百九十九人(約二四・七%)、第二分類「記憶力や判断力が少し低下」が一万八千九百三十五人(約二四・八%)、第三分類「記憶力や判断力に心配がない」は五万五千九百九十九人(約七三・四%)であった。

第一分類となった人のうち、信号無視や一時不停止の特定の交通違反を行い、免許の更新を行う際、臨時適性検査(医師による診断)の対象となったのは一〇二人。その中で認知症と診断されて免許取り消し処分を受けたのは二十八人であった。また、第一分類と判定された人のうち、高齢者講習において明らかに運転に支障が認められ、警察に通報

された人は一四二人。その中で、認知症を理由に免許を取り消されたのは四十九人となり、昨年六月の改正道交法高齢運転者対策施行一年間で、合わせて七十七人が免許取り消し処分となった。

北海道警察によると、道内では、免許を取り消されたケースはなかった。講習予備検査を受けた三万三千九百九十九人のうち、第一分類「記憶力や判断力が低下」とされたのは三六五人(約一・一%)、第二分類「少し低下」が八二二〇人(約二四・七%)、第三分類「心配がない」は二万四千六百九十九人(約七四・二%)であった。

道内では七十五歳以上の免許保有者は年々増加しており、六月末で四万五〇〇〇人以上に達し、昨年一年間に免許を自主返納した人は一五八八人、全体の三%程度に留まっている。

優良運転者表彰式

第49回 十月二十六日(火) ロワジールホテル旭川で実施

優良運転者表彰は、協会の年次事業として交通安全運動の推進と、交通事故の防止を目的に行っており、

今年の優良運転者表彰には、一一七名の申し込みがあり、九月十七日の優良運転者選考委員会において、

カーライフの もしもをトータルサポート 北自共のカーパック

自動車共済・自賠償共済のお問い合わせは ☎(0166)53-8186

北海道自動車共済協同組合 旭川支部

旭川市春光町10番地 FAX (0166) 53-2320

本部：札幌 他支部：札幌・函館・室蘭・釧路・北見・帯広

～全国自動車共済協同組合連合会ネットワーク～

北自共・東北自共・関自共・中部自共・近畿自共・西自共

サポート・ユア・カーライフ

JAF

法人 日本自動車連盟 旭川支部

ロードサービス救援コール

車・バイクの故障、トラブルの受付
[全国共通・24時間年中無休]

0570-00-8139

通話料は有料(固定電話は1分/10円、携帯電話は20秒/10円)。ただし、PHSと一部のIP電話等からはご利用になれません。
※携帯電話からおかけの場合、基本使用料金に含まれる無料通話分の対象とはなりません。

または、
ショートダイヤル **#8139**

通話料は有料、ダイヤル
自らの固定電話、一部の
IP電話等からはご利用
できません。

携帯電話・メール
での救援依頼は
こちらから!

総合案内サービスセンター

ロードサービス以外の手続き
サービスなどのご案内

[全国共通・年中無休] 平日9:00～20:00
土日・祝・年末年始9:00～17:30

0570-00-2811

通話料は有料。ただし、PHSと一部のIP電話等からはご利用になれません。
※携帯電話からおかけの場合、基本使用料金に含まれる無料通話分の対象とはなりません。

入会申込はお近くの自動車販売店
または支部窓口へ

